

陳情第77号	受理年月日	令和4年3月4日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書の提出について	
要旨	<p>聴力に障害があり、障害者総合支援法の身体障害者障害程度等級2級～6級に該当する場合は、補聴器が補装具費支給制度の対象とされるが、軽度・中等度難聴（児）者については、補装具費支給制度の対象となっていない。</p> <p>特に子供にとって、聞こえは発達・学業にも大きな影響がある。また、成人にとっては仕事にも支障があり、老人にとっては、聞こえが認知症や命に関わる。</p> <p>2017年7月開催の国際アルツハイマー病会議で、ランセット国際委員会は、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げ、2020年には、予防可能な40%の12の要因の中で、難聴は最も大きな危険因子と指摘している。難聴のためにコミュニケーションがうまくいかなくなると、人との会話をつい避けるようになってしまい、抑鬱状態に陥ったり、社会的に孤立してしまう危険もあるとされている。</p> <p>軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等助成制度は、全ての都道府県で創設されているが、自治体によって制度の内容が大きく異なっている。また、成人については、制度そのものがない自治体もある。</p> <p>どこの自治体に住んでいても、軽度・中等度難聴（児）者に対して、十分な補助が行われるべきである。しっかりとした補助を行うことで、子供の発達や成人の仕事を支え、認知症予防にも大きな効果が期待できる。</p> <p>ついては、国に、補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書を提出していただきたい。</p>	